

# 平成24年第7回教育委員会 定例会会議録

平成24年7月13日

東久留米市教育委員会

## 平成24年第7回教育委員会定例会

平成24年7月13日午後2時00分開会  
市役所7階 703会議室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
  - (4) 教育財産の用地廃止について
  - (5) 諸報告
    - ①平成24年第2回市議会臨時会について
    - ②「平成24年度(23年度分)東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の策定について
    - ③市立小・中学校における空間放射線量の測定結果について
    - ④小山小学校の保護者給食試食会について
    - ⑤平成24年度夏季休業中の指導室事業について
    - ⑥国体施設業者選定委員会設置要綱について
    - ⑦その他

---

### 出席委員(4名)

委員	長 榎 本 隆 司	第二職務代理	矢 部 晶 代
委員	松 本 誠 一	教 育 長	永 田 昇

### 欠席委員(1名)

第一職務代理 井 上 敏 博

---

### 東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	荒 島 久 人	総 務 課 長	東 淳 治
指 導 室 長	片 柳 博 文	学 務 課 長	稲 葉 勝 之
生涯学習課長	山 下 一 美	生涯学習課主幹 (国体担当)	傳 智 則
図 書 館 長	高 梨 顕 彦	統括指導主事	末 永 寿 宣
指 導 主 事	間 嶋 健	指 導 主 事	大久保 順 子

---

### 事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴	庶 務 係	小野塚 将 志
---------	---------	-------	---------

### ◎開会及び開議の宣告

(午後2時00分)

- 榎本委員長 平成24年第7回教育委員会定例会を開会します。本日は井上委員が欠席ですが定足数は満たしていますので会議は成立しています。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めています。
- 

### ◎会議録署名委員の指名

- 榎本委員長 本日の会議録の署名は2番の松本委員をお願いします。
- 

### ◎議案の追加

- 榎本委員長 日程第2に入る前に、追加議案がありますので事務局から説明をお願いします。
- 東総務課長 本日は人事案件として議案第40号の審議をお願いしていますが、図書館の臨時職員の雇用に係る議案第41号及び今年3月末に閉校した旧第四小学校校舎等の教育財産の用途廃止に係る議案第42号を合わせてご審議いただきたく、追加議案としての取り扱いをお願いしたいと思います。
- 榎本委員長 お聞き及びのとおり追加議案としてご承認をいただきたいと思いますが、よろしいですか。それではそのようにさせていただきます。ついては日程の変更がありますので、新しい日程の配布をお願いします。

(新しい日程の配布)

---

### ◎公開しない会議の宣告

- 榎本委員長 議案第40号及び追加議案の第41号は人事案件ですので、規定に従って公開しない会議とすることに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、公開しない会議とします。
- 

### ◎傍聴の許可

- 榎本委員長 傍聴の方はいらっしゃいますか。
- 東総務課長 いらっしゃいません。
- 榎本委員長 人事案件終了後にいらっしゃいましたら、お入りいただくことにします。
- 

### ◎会議録の承認

- 榎本委員長 5月21日に開催した第5回定例会、5月23日に開催した第7回臨時会については既にご確認をいただきましたがよろしいですか。異議なしと認めます。いずれの会議録も承認されました。

なお、6月22日に開催した第6回定例会の会議録については後日改めてご確認いただきますので、よろしくをお願いします。

(公開しない会議を開催)  
(公開しない会議を閉じる)

---

### ◎議案第42号上程、説明、質疑、採決

- 榎本委員長 日程第4、「議案第42号 教育財産の用途廃止について」を議題とします。教育

長から提案理由の説明をお願いします。

○永田教育長 「議案第42号 教育財産の用途廃止について」、上記議案を提出する。平成24年7月13日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、平成23年度で閉校となった旧市立第四小学校の校舎を解体するため、教育財産の用途を廃止するものです。詳細については総務課長から説明します。

○東総務課長 議案を1枚おめくり願います。教育財産の内容ですが、上の原にある旧第四小学校の建物としての内容は表にあるとおり、北校舎管理・教室棟、南校舎教室棟をはじめ以下のものです。昭和30年代後半から昭和40年代の初めにかけて建設した校舎などが該当しており、面積は合計4,240m<sup>2</sup>となっています。用途を廃止する理由は、旧第四小学校校舎棟を解体して東中学校の体育館を移転し、新築するためです。用途を廃止する期日は解体等の日程の関係もあり、教育長の定める日とさせていただきます。

次のページには、図面により校舎解体の概要を示しています。解体する斜線部分には番号が振ってありますが、先ほどの表と対比しています。

○榎本委員長 何か伺うことはありますか。

○松本委員 体育館とプールは当面の間はどうなりますか。

○東総務課長 体育館とプールは今回の処分内容には含まれていません。体育館は一般市民への開放を行っているため、東中学校の体育館を移転して完成するまではそのまま利用したいと考えています。解体して東中学校の体育館を建設していきますが、設計及び建設に要する期間は引き続き旧第四小学校の体育館を利用したいと考えています。なお、プールは体育館と同時に解体していく予定ですが、こちらについての利用はありません。

○榎本委員長 この廃止にかかわる解体等の費用は、既に議会の承認を得ているということです。

○東総務課長 今年度から25年度にかけて解体工事を実施する内容の予算が承認されていますので、これから契約手続等を進めていきたいと考えています。

○矢部第二職務代理 配膳室が斜線になっていないのはなぜですか。

○東総務課長 配膳室は給食棟で使っていましたが耐震診断等も実施しており、強固な建物です。また、後から建てた建物なので倉庫として活用したいと東中学校からの申し出もあり、そのほかにも用途としていろいろ考えられるため、解体の対象には入れていません。

○榎本委員長 これで質疑を終了し、採決に入ります。「議案第42号 教育財産の用途廃止について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手をお願いします。全員挙手であり、よって議案第42号は承認されました。

---

### ◎諸報告

○榎本委員長 日程第5、諸報告に入ります。本日は先に指導室から説明をお願いします。

○片柳指導室長 今年度の夏季休業中の指導室事業について、教員の研修を中心にご説明します。資料の「平成24年度夏季休業中の指導室事業」をご覧ください。例年行っている夏季特別研修を、今年も7月24日から27日にかけて行います。その主な内容については別紙3をご覧ください。特に今年度は7月24日に行う「授業改善2」の体育の実技研修会を、2学期以降に行う中学校の柔道・体育の研修として安全指導に万全を期すということで設けています。また、7月27日の午後には「教材研究5」として、安全教育を行います。先般、統括指導主事が被災地現地の視察をしており、各学校において防災教育の充実が求められていることから実際の被災地の事例から学ぶということで、東京都からも講師を招き、研修を行うものです。これについては、

各学校から一人以上の出席を依頼し、2学期以降の学校運営や児童・生徒の指導に生かしてもらう予定です。そのほか、幾つか研修を例年どおり教育センターで実施する予定です。

1枚目にお戻り願います。これも例年行っているものですが、いわゆる若手教員研修のうちの初任者の宿泊研修を8月7日から9日にかけて、榛名湖畔で行います。また、毎年行っている教科書の採択についてですが、今年は特別支援学級で使用する教科書の一般図書の採択を8月の定例教育委員会でご審議いただく予定となっています。そのほか、各種委員会等の開催については資料をご覧ください。

○**榎本委員長** 何か伺うことはありますか。

○**矢部第二職務代理** 7月24日に行われる中学校体育科教諭の悉皆研修は一日だけですが、2学期の授業開始に向けてまた研修の計画はありますか。

○**片柳指導室長** そのほかの研修の予定はありません。しかし、昨年度末に今年度の授業にかかわって体育科の年間指導計画が提出されていますので、この点検評価を夏季休業中に指導室で行い、改めて各学校にその指導計画に対する指導を行って指導計画の見直しや改善等を図ろうと考えています。

○**矢部第二職務代理** この件に関しては保護者の心配が集中しており、PTA連合会でも「何も分からないまま始まるから心配です」という、安全についての心配が多いです。現場の先生方からも不安や心配であるという声が出るようでしたら、引き続きご指導をよろしく願います。

○**榎本委員長** 最近のいじめに係る問題等に関連して、特に指導室から現場の校長先生なりに指示されたことはありますか。

○**片柳指導室長** 先週末から今週の初めにかけての、大津市での事案を受けてのお尋ねかと思えます。これについては近日開かれる副校長会において、この事件に対する教育委員会並びに学校側の対応について一部課題があるのではないかとということで、各学校には指導していきたいと思っています。

現在、本市では各学校で生活指導上のアンケートを実施しており、児童・生徒の状況についての把握に努めています。また、そのアンケートについても生活指導主任会で各校の情報交換を行い、より児童・生徒の実態の把握にふさわしいものにしようということで改善もしたところです。また、この改善したアンケートを使い、改めて各学校では児童・生徒の生活状況について実態の把握をしてもらっているととらえています。

○**榎本委員長** 教育が成り立つ大前提である学校なり教育委員会に対する信頼を決定的な形で失いかねない事態になっているように思いますが、日々、わが教育委員会あるいは各学校にあっては十二分にご配慮、ご尽力をいただいていることかと思えます。この件は以上にとどめます。

それでは、改めて、諸報告の「①平成24年第2回市議会臨時会について」から説明をお願いします。

○**荒島教育部長** 資料の「平成24年第2回臨時会会期日程表」をご覧ください。会期は6月26日から6月27日までの二日間です。2件の議案が上程されましたが、「議案第63号 平成24年度東久留米市一般会計暫定補正予算（第2号）」は生活保護費について6月までの暫定補正予算額の不足が見込まれるため、必要額の9,800万円を増額するものです。続いて、「議案第64号 平成24年度東久留米市一般会計暫定補正予算（第3号）」は6月議会において一般会計当初予算が否決となったため、7月1日から9月30日までの3カ月間を対象とするもので、この内容については6月25日の教育委員会臨時会においてお諮りさせていただいたところです。内容については「平成24年度一般会計暫定補正予算（第3号）の概要」の4ページをご覧ください。

さい。第四小学校関係の経費についてですが、旧第四小学校校舎棟解体工事1億3,500万円が含まれた形で提案し、ご審議いただきました。当初、この臨時会は6月26日の一日だけの予定でしたが開会が15時20分からと大幅に遅れ、また、みなみ保育園の保護者説明会での発言やコンパクトシティについての質問などがあり、この26日が深夜にわたり翌27日まで会期を延長することとして、23時26分で散会となりました。そのため、27日も引き続き審議や質疑が行われました。

質疑終了後、みなみ保育園の保護者説明会で事実と違う発言があったこと、また、会議録の中の発言を書き変えて議会に資料配布したことについて市長から詫びるとともに、さまざまな指摘を受けたコンパクトシティという言葉について取り下げるという内容の市長陳謝が行われました。そして、暫定補正予算の討論や採決があり、結果として賛成16、反対5で可決となりました。

この後に、市長から、自らの責任を明らかにするとして、「東久留米市特別職の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例」が提出され、これについては全員賛成で可決されました。内容は市長の給料を7月から9月までの3か月間、10分の5にするというものです。

**○榎本委員長** 私的な感慨を述べさせていただくと、何う気持ちも萎えてしまう状況だと思います。

「とりあえず動かしていかなければならないために必要なものを」というのは当然のことですが、こういう形が続くことで単に短期の賄いが成り立つ、それでとりあえずということでは済まない状況が生まれてきていることにみんなが気づいているのかどうか…。つまり、年間予算全体を早い時期にぴしっと決めてこそ、その全体の動きの中で、ある部分が有機的に機能していくのです。それを分断された形でこういう進み方をしていくことは市政運営について非常に大きな影響を与え、明らかにマイナスとなる。それは市民に対する、公僕としての責任を果たさきれていないことだということを理解していただいているのであろうか。月並みな言い方をすれば、当然、議員や関連する皆さんはそういうことを十分考えつつもぜひない事情の中でこうなっていると思いますが、あえて申し上げさせていただきたいと思います。

そういう意味では、教育委員会でもいろいろな形で影響を受けているわけです。針小棒大な言い方をするわけではありませんが、事の重要性からしたらもっと声を大にして言うべきは言わねばならないと思います。教育委員会は直接、政治にとやかく介入する立場にはありませんが、われわれが担っている責任を果たすためにも懇請したいと思います。以上、私的な感慨を添えさせていただきます。

この件は以上にとどめ、続いて「『②平成24年度（23年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書』の策定について」に入ります。

**○東総務課長** 「東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告」は、教育基本法の改正により地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されたことにより、平成20年度から引き続き策定しています。今年度も23年度分として、今年の4月以降、教育委員会定例会あるいは協議会などで審議を重ね、重点事業・新規事業の点検・評価を行いました。本日は報告書の最終案をご確認いただき、その後、教育に関して学識経験を有する有識者2人の委員からご意見をいただきたいと考えています。

報告書の4ページから5ページをご覧ください。まず、全体に共通して変更した部分をご説明します。4ページの中段に「評価」とありますが、これまでは◎印で実施内容を説明し、「課題・評価」でその内容を述べていました。しかし、協議を進めていくうちに、「ここで述べられていることは評価内容というよりも、行ったことの実事を通しての評価としてつなげているものである」「点検評価報告書ということからしても課題を削除し、『評価』という項目が適切では

ないか」というご指摘もあり、統一して「評価」という表現に変更しています。

そのほか、ご指摘いただいたことを反映させた部分ですが、例えば4ページの「①学校経営の推進」の下の◎の最後の2行で、「なお、評価結果については学校ホームページや学校だより、保護者会等を通じて外部に公表している」と述べています。これは昨年度の有識者のご指摘に基づき、「インターネット上での公開等はどうなっているのか」というご質問を受けて説明を加えたものです。そのほか、5ページの「③信頼される教育の確立」の下の◎「市の教育目標や学校の教育計画に基づき、より充実した学習支援に取り組み、教員一人ひとりが『分かる授業』『できるようになる学習』『楽しい時間』を目指し、『安全』で『安心』な学校経営を行い、信頼される教育の確立を図っている」と変更しています。前回の協議会で、「『授業』という言葉が三つ並んでいるのもっとシンプルに分かりやすく表現したほうが良い」というご意見を受けて変更しています。このほか、今回から写真を入れ、より視覚的にわかりやすいものに改善しています。今後、有識者の先生にご覧いただきますが時間的な制約もありますので、内容についてご意見があれば連休明けの7月17日までにいただきたいと思います。それをいただいた後に、有識者に最終案をご覧いただきご意見をちょうだいして報告書をまとめ、次回8月の教育委員会定例会において議案として提出する予定です。

○榎本委員長 一応、現時点で最終報告という形でまとめましたが、なおご意見等があったら、17日までにお寄せいただきたい。なお、この場でも気づいたことがありましたらお出しいただきたいと思います。

この間私が申し上げましたが、「課題・評価」のところは必ずしも課題と評価のいずれも述べられているわけではなく、「評価」だけ述べられていて課題が全くないところもあるので、もう一度検討しなければなりません。4ページの冒頭で「課題・評価を記載しています」とあります。記載していないところもあるので全体を見てもう一度突き合わせる必要があるでしょう。

事実を並べただけでも評価や課題になる場合もあります。「これだけのことをしました」という事実を述べたら「何でこういうことをしなかったのだ」という疑問が出て、それが課題になることもあるでしょう。そういう意味で、課題があるにもかかわらず述べていなかったとしたら「教育委員会は点検していないではないか」ということにもなりかねない。課題とすべきものと思うところがあれば課題の項目を立てれば良い。この間の問題は「『課題・評価』とあると、評価だけで課題が述べられていないのはおかしい」という話でした。そのところを含めて、各委員とももう一度ご検討をいただきたいと思います。この件はもう一度持ち帰らせていただきます。

続いて、「③市立小・中学校における空間放射線量の測定結果について」、お願いします。

○東総務課長 平成24年7月分の放射線量の測定結果について報告します。今年の4月以降、教育委員会では市内1kmメッシュの21カ所内にある小・中学校9校の定点と合わせて、小・中学校施設の除染及び埋設場所を継続して測定しています。それが今回の表です。前回の定例会において東久留米市全図により測定場所については報告していますので、本日報告する内容は小・中学校の測定場所のみの表としています。最初の1ページ目が定点で、裏面は除染箇所として小・中学校の除染場所と埋設場所の数値がどのようになっているかをそれぞれ記載したものです。

1ページをご覧ください。定点の中で一番数値が高かったのは19番の第五小学校の体育館北側雨どい0.183でした。その次が8番の久留米中学校の一番下、校庭東側倉庫雨どい0.159です。逆に、数値が低かったのが16番の第六小学校のグラウンド0.048、次が8番の久留米中学校の砂場0.050でした。次に、除染箇所の概略を説明します。数値が比較的高かったところがQの西中学校の卓球部室南側中央雨どい0.176です。そのほか、Tの下里中学校

の焼き釜庫雨どいが0.167でした。逆に数値が低かったのは南町小学校の（埋設）体育館西側の0.039、第九小学校の（埋設）学校敷地北西角0.047でした。いずれも、これまで測定してきた数値と大きな変動はありません。なお、いずれの場所も、今回も市の除染対応基準値である毎時0.24マイクロシーベルトを超える地点はありませんでした。

○**榎本委員長** 何か伺うことはありますか。

○**矢部第二職務代理** 関連して伺います。先ほどの予算の説明の中で学校給食用食材の放射性物質検査の項目がありました。結果は各家庭に配布されたので保護者が非常に安心されて良かったと思います。今後はどのようなサイクルで計画されているのですか。

○**稲葉学務課長** 東京都が実施した検査ですが、1学期には6月に実施しました。2回目と3回目については学期に1回行くと、東京都には伝えていきます。日程については分かり次第報告します。

○**榎本委員長** この件は以上にとどめます。続いて、「④小山小学校の保護者給食試食会について」、お願いします。

○**稲葉学務課長** 今年度から給食調理業務委託を実施している小山小学校の保護者向けの給食試食会を実施しましたので、そのアンケート結果について報告します。実施日は7月3日の火曜日です。対象は保護者で、参加人数は36人、アンケートの回収率は100%です。事務局からは学務課長と保健給食係長の二人が出席しています。当日の献立は高学年のメニューでナンピザ、ビーンズクリームシチュー、マセドアンサラダ、果物（冷凍ミカン）でした。ナンピザの量については「普通」が23人、「多い」が12人、無記入が一人です。「味付け」については「ちょうど良い」が34人、「薄い」が一人、無記入が一人です。その結果、「おいしい」というご意見は24人、「普通」が6人、無記入が6人となっています。続いて、ビーンズクリームシチューの量については「普通」が32人、「多い」が3人、「少ない」が一人です。「味付け」は「ちょうど良い」が30人、「濃い」「薄い」がそれぞれ一人ずつ、無記入が4人となっています。その結果、「おいしい」という意見が30人、普通が3人、無記入3人となっています。マセドアンサラダの量については「普通」が31人、「少ない」が5人。「味付け」については「ちょうど良い」が28人、「薄い」が一人、無記入が7人となっています。全体としては「おいしい」が34人、普通が二人となっています。「家庭配布献立表について目を通されますか」という質問には「毎日見る」が11人、「時々見る」が21人、「ほとんど見ない」が二人、無記入が二人です。「家庭配布献立表をどのように活用されていますか」という質問には「家庭で料理をつくるときの参考にする」が8人、「朝・夕食と重複しないように見る」が22人、その他6人、無記入が4人です。「お子様と給食についての話をしますか」という質問には「よく話す」が15人、「時々話す」が18人でした。裏面には自由意見を記載しています。「ご家庭の食事作りで工夫していることがありますか」には、「子どもが食べやすいようにする」「バランスを考えて作る」「給食の主食と重ならないようにする」等、以下のようなご意見をいただいています。「給食についてご意見、ご要望等がございましたらお願いします」ということには、「人気メニューのレシピを紹介してほしい」ということで、当日のメニューについても保護者から「教えてほしい」というご意見もいただいています。「家ではあまり食べないが、給食はよく食べている」「きめ細かい工夫がされていてうれしい」「今日のサラダはスプーンではすくいづらかったので、箸があればよかった」などの意見をいただいています。最後に「調理業務が4月から委託になりましたが、お子さんからの感想などがありましたらお聞かせください」には、「以前と変わらずおいしい」が13人で、以下ご覧のとおりです。

- 榎本委員長** 良い形で進んでいるように見えます。矢部委員、何か周りで聞いていらっしゃることはありますか。
- 矢部第二職務代理** 小山小学校については特にお聞きすることはないですが、導入された学校の第七小学校と第九小学校は自宅の近くですので保護者の声も入ります。非常にご満足いただいているという話は伺っています。小山小学校については、「おいしくない」が「ゼロ」というのはうれしいですね。試食された方は1年生の保護者が多いのかもしれませんが。上の学年の保護者ですと、心配な思いをもって出席されている方も多いとは思いますが。その前提をもってしても、こういう良い評価をいただけるのはありがたいと思います。これからも定期的に見ていただいて、助言などをしていただけるとありがたいです。
- 榎本委員長** 一般論として言えば、これだけの結果が出ると親としては大変ありがたいと思えるのではないですか。ご家庭でもこの結果が話題になって子どもと話をするなどより良い形で続くようになればと思います。こういうことを話題にする懇談会などはあるのでしょうか。
- 稲葉学務課長** 給食運営協議会には学校の代表が出席されますので、そこでもいろいろなご意見はいただいています。
- 榎本委員長** 給食費の滞納については今のところ心配ないですか。
- 稲葉学務課長** 従来どおり若干あります。
- 榎本委員長** 給食については子どもたちが喜んでいる様子がよく伺えますので、大変結構だと思います。この件は以上にとどめ、次に、「⑥国体施設業者選定委員会設置要綱について」お願いします。
- 傅生涯学習課主幹** 現在、国体で使用する仮設の屋外競技室及びアイソレーション部分と言われる選手控室の本年度中の完成を目指していますが、来年度には、室内のボルダリング競技施設の設置も予定しています。市では全体の経費を抑えるためこれらの契約を一体化して、設置から管理、解体までをトータルに委託するべく、6月議会の暫定補正予算の中で、今年と来年にわたる債務負担行為を市議会で認めていただいたところです。この委託業者を選定するに当たっては山岳競技規則や競技施設設置基準など通常と異なる専門性があり、単に価格だけではなく技術力、専門性、過去の実績など総合的に判断する必要があることから選定委員会を設置して、プロポーザル方式にて業者を選定することとします。選定委員は教育部長を委員長とし、生涯学習課長、担当主幹、さらに都市建設部の施設建設担当課長の協力を得て編成していきます。さらに、競技の専門性の観点から山岳の競技規則や施設の設置条件等を制定している組織である日本山岳協会の役員を選定委員会に入れ、業者選定を行っていきます。これは通常、市が行っている業務委託とは異なり、市側に運営の経験がない国体という業務の特殊性によるもので、例えば、体育館の指定管理者の選定などとは少し性格が異なってきます。
- 今後の日程ですが8月に業者を募集し、9月上旬に業者を選定、9月中には契約を締結し、本年度中に野外の施設、来年のリハーサルと本番に合わせて中の施設を設置していくスケジュールになっています。ちなみに、こちらの契約のための仕様書について現在調整を詰めていますが、本年度に発生した第三小学校の落雷事故を受け、屋外に設置するリード壁の避雷のあり方、こちらは建築基準法では不要となっていますが、避雷の考え方についても業者から提案を受ける事項の一つにしたいと考えています。
- 榎本委員長** いろいろとお骨折りが増していくと思いますが、よろしく願います。そのほか何かありますか。
- 高梨図書館長** 図書館に導入する指定管理者の件で報告します。図書館の地区館の運営に関して

指定管理者を導入することが決まりましたので、それに伴い指定管理者の募集に入ります。

募集要項（案）と仕様書（案）をご覧ください。募集要項の2ページですが、「募集の趣旨」としては、東久留米市立図書館は「地域を支える図書館」を基本理念として事業を展開しています。図書館ニーズは最近多様化してきており、それに対応して市民サービスの向上と図書館の役割を効果的に達成し、効率的な運営を図るために、地区館3館を一括して指定管理を導入することになっています。指定管理の期間は平成25年4月1日から30年3月31日までの5年間とします。これは市の指定管理の方針である5年間になっています。3ページをご覧ください。

「指定管理者が行う管理の基準」として何点か挙げています。現行の開館時間は午前10時から午後6時までとなっていますので、これを基準としてどのようなサービスができるかを提案していただくことになっています。ただし、図書館としては午前8時半から午後8時までの範囲の提案を求めるとしています。休館日は毎週金曜日、年末年始、館内整理日、特別整理期間となっていますが、この中で館内整理日と特別整理休館についてはやり方として設けないこともできるとしています。3番目としては関係法令の遵守ということで、図書館法、地方自治法、個人情報の保護に関する法令等はしっかり遵守してもらうことにしています。それに伴い、個人情報の取り扱いに関しても、市の規定に則り厳正に対処していくことを求めています。4番目には「管理運営の基本的な考え方および目標」として、（1）指定期間中の目標として、①広く活用される図書館を実現する、②地域の実情や市民の要望にあった図書館サービスを発展させる、③読書を通じた市民の交流や地域づくりへの寄与など、市民が参加する図書館活動を展開することを求めています。また、図書館の管理運営の基本的考え方として、図書館条例や運営規則を遵守していくことを求めています。5番目の「指定管理者と教育委員会の責任分担」については一覧表をご覧ください。指定管理に係る経費ということで、現在、地区館を運営していく上でかかっている経費を算定し、目安として数字を出しています。職員の人件費及び消耗費、各種機器のリース経費等が含まれています。ただし、資料の購入費、図書館システム委託料、施設管理費等は含んでいません。さらに、現行の地区館における職員数なども挙げています。7ページには具体的な応募の手続きやスケジュールなどを一覧表にしてあります。募集要項の配布は7月18日から7月31日までの間で、図書館の窓口または図書館のホームページからダウンロードできるようになっています。7月27日には現場説明会を開催し、ひばりが丘図書館を会場として実施したいと考えています。8月7日までに質問を受け付け、応募書類の受け付けは8月27日から8月30日までとしています。その後、9月上旬に第1次審査、9月下旬に第2次審査、10月に最終的な結果を出し、12月議会で議決をいただく予定になっています。その後、基本協定書を締結して1月から引き継ぎを行い、25年4月から本実施を予定しています。10ページの「選定方法」ですが、指定管理者の候補者の選定に当たっては「東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」に基づいていきます。

次に、仕様書（案）をご覧ください。1ページに17項目挙げています。「基本的考え方」として、地区館を指定管理者にすると、東久留米市の場合は中央図書館が直営、地区館が指定管理という形態になります。また、東久留米市立図書館は中央図書館と3地区館が一体となって図書館サービスを提供しますので、その点を十分に考慮した運営をしてほしいとしています。「指定管理の対象施設」として滝山図書館、ひばりが丘図書館、東部図書館の概要を載せています。

「サービス業務の範囲および要求水準」は9ページまでにわたり各項目を挙げていますが、この内容については水準書の内容がいずれ指定管理を検証する場合に、これが一つの基準・目安になるような内容にしようということで、要求水準を出しています。資料の管理、窓口の業務、相互

貸借、督促、システムの管理、地域資料提供、児童サービス、学校支援、ハンディキャップサービス、多文化サービス、その他ということで、現在、東久留米市図書館が行っている業務についての内容とそれに対する要求という形でまとめてあります。図書館側としては9ページに1番から18番までのいろいろなマニュアルを挙げていますが、これを提供するということで参考にしながら提案していただくことになろうかと思えます。10ページの「資料の選定について」は、議会の答弁の中でも、「資料というものが図書館の命である以上、資料の選定に関しては公が直接かかわるべきだ」ということで、基本的には中央図書館が責任を負うという基本的な考えを持っています。ただし、指定管理が入るに当たっては指定管理者の独自のカラーも出す必要がありますので一定の枠を設け、指定管理者の各地区館の状況を見ながら資料を選べるという枠を設けたいと思っています。11ページの7番「中央図書館の役割と地区館の関係」では東久留米市の図書館は中央館と地区館が一体となって運営するというのを考えており、また、市民からも、その点はしっかりやってほしいという意見が多々寄せられていますので、そこに力を入れながら続行していくことになるかと考えています。12ページの9番「市民の要望の反映と協働について」の「(1) 利用者の意見の反映」では、今後考えている利用者懇談会には指定管理者にも入ってもらい、いろいろなご意見を聞いていただくことを考えています。「(3) 図書館協議会への出席」として、指定管理者は図書館協議会に必要に応じて出席してもらい、意見なり報告なりをしてもらうことにしています。13ページの10番「個人情報保護」では、市の条例等に則ってしっかり守っていただくことを考えています。16ページの14番「人事に関する業務」では、実際にどういう職員を配置してほしいかを示しています。図書館の目的である市民の生涯学習に寄与する活動、地域に密着した市民の交流や地域づくりに寄与する活動を進める能力のある職員を配置してほしいと述べています。「(2) 職員の配置基準」では、①地区館長に関しては3地区館に専任の地区館長を配置し、そのうち1人を統括地区館長とすることを求めています。この地区館長に関しては常勤の正規職員とすることを求めています。②専門的職員としては、現在の東久留米市図書館の水準を維持することを考え、各地区館の職員全体の6割以上を専門職員とすること、さらに、各地区館に専任の専門的職員リーダーを置くことを求めています。さらに、その専門的職員に関しては、公共図書館またはそれに準ずる施設に3年以上勤務した経験のある正規職員を配置することを求めています。窓口業務に関しては必ず1人以上の専門的職員を常駐させることを求めています。③実務担当者としては、各図書館に一般サービス担当、児童サービス担当、資料管理担当を置くことを求め、中央図書館及び各図書館との連絡、調整を円滑に行えるようにしてほしいとしています。④窓口業務では、土曜日・日曜日あるいは夏季休業期間など繁忙期については業務に支障を来たすことのないよう、十分な人員を配置することを求めています。⑤責任ある体制では、開館時間中は地区館長あるいは専門的職員のリーダーのいずれかは必ず在館することを求めています。このような体制を求め、3地区館の運営に当たれるような体制をとっていきたいと考えています。

○榎本委員長 何か伺うことはありますか。

○永田教育長 管理仕様書の9ページ、業務を行う基準となるマニュアルについて伺います。1から4まではホームページで公開しているので窓口には置かないようになっているが、5から18まではパソコンに入力していないのでホームページでは公開できないこと、さらに、分量が多いので個々の業者の方には配布できないので「閲覧することができる」とあります。

問題はこの閲覧期間を「7月31日から8月23日まで」としていることです。8月23日は良いと思いますが、あえて始まりを7月31日にしたのはなぜですか。募集要項の7ページには

「募集要項の配布は7月18日から7月31日まで」となっているので、配布が始まれば業者の方は指定の申請書に沿った計画書なりをつくり始めます。現場説明会や見学会が7月27日、質問書の受け付けが7月27日となっていますから、できればその前に閲覧したほうが業者の方には良いかと思いますが、7月27日までには用意はできないのですか。

○高梨図書館長 ほとんどできていますが、まだ一部は作成中のものがあります。それが完全に出そろってからのほうが良いだろうと判断したためです。

○永田教育長 できればそろえたほうが良いと思いますので、図書館でもできるだけその方向で進めてください。

○高梨図書館長 了解しました。

○矢部第二職務代理 募集要項の3ページの「開館時間」について伺います。現在では午前10時から午後6時までの開館時間ですが、これを午前8時30分から午後8時までの範囲で提案することができるとなっています。この範囲を決めた理由、この範囲の時間の根拠は何ですか。

○高梨図書館長 今の図書館のシステムでは、開館時間終了後にデータの整理を行わなければなりません。これは市の職員が担当する仕事であるため、市の職員が勤務している時間内でないとなれば難しい状況です。現在、早番は午前8時30分から出勤し、遅い場合では水曜日と木曜日が午後8時までとなっています。4月以降に関してはもう少しその率が増えると思いますので、われわれの作業ができる範囲として「午前8時30分から午後8時まで」という範囲を設定しています。

○永田教育長 矢部委員は多分気がついていらっしゃると思いますが、その下の休館日もそういった意味になっています。

○矢部第二職務代理 より利便性が拡大するという意味で開館時間が長くなり、都市部では午後10時ごろまでのところもあります。地区館は地域センターの中にありますから、開館時間がより長い地域センターとの関係もあるので、そういう意味でもう少し長くできないのかなと思いました、事情は分かりました。

○永田教育長 パソコンによって中央館で集中管理していますから、今の制度である限りはちょっと難しいと思います。将来的に開館時間と休館日は課題になるかなと思っています。

○矢部第二職務代理 今回の資料には図書館協議会の意見も盛り込まれているということなので、この案にさらにつけ加えて、図書館協議会から要望されるものはないと思ってよろしいですか。

○高梨図書館長 要項と仕様書については図書館協議会に提出し、ご意見をいただきました。それを反映させたものを再度、委員長にご覧いただいて意見をもらい、この案はいずれもそれをできる限り反映した形になっていますので、図書館協議会にはご了解いただいたものと考えています。

○榎本委員長 この件は以上にとどめます。各委員から何かありますか。

○矢部第二職務代理 この間に私が出席した関連団体の研修会等について、報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○榎本委員長 お願いします。

○矢部第二職務代理 6月26日に、東京都市町村教育委員会の女性教育委員の研修会が開催されました。これは任意でやっているもので、なぜ女性だけなのかというご意見もある教育委員会もあるそうなので、今後については検討を要するものですが、自主的に勉強しましょうということで毎年継続されているものだという事です。今年は無蔵野市が主催となり、武蔵野市の「武蔵野プレイス」という地区館を新しくした、図書館と生涯学習施設と青少年の育成施設が一緒になった複合施設を視察しました。続いて、「東日本大震災以降の学校の防災対策に係る取り組みについて」というテーマで、参加した各委員との情報交換を行いました。

「武蔵野プレイス」は非常に素晴らしい図書館を備えていて、できるものなら取り入れてみたいものが満載でした。それについては資料をいただけてきましたので、後ほどご覧いただきたいと思います。

もう1点は、7月3日に開催された、東京都市町村教育委員会連合会第1回研修推進委員会において24年度の管外視察研修、ブロック別研修、理事の研修会等について話し合いましたので、その報告をします。現時点では管外視察研修を10月12日に予定しており、研修先は先進的な取り組みを実施している他県の教育委員会が2～3候補として挙がっており、8月2日の第2回研修推進委員会において決定する予定です。また、研修会については2月5日を予定しており、講師をお招きして東京自治会館で開催します。講師についてはアンケートにより回答が多かった特別支援教育・発達障害についての活動を活発に行われている大学の先生や児童心理学者の候補が2～3挙がりましたので、その方たちを第一位の優先順位を付けて交渉し、無理な場合は第二、第三候補の順で交渉を進めます。これについても8月2日の第2回研修推進委員会で講師の候補が決まる予定です。いろいろな候補者がおいでになりますが、中でも、町田市在住の児童心理学者の方が町田市の校長会などでも講演されており、発達障害の研究をされているということで最多の票を集めました。特別支援の中でも発達障害の扱いをどうしたら良いかという課題を抱えている市が多いようで、皆さん関心があるようです。

○榎本委員長 おもしろく、有益なお話をしてくださる方をお考えいただきたい。

○矢部委員 承知しました。

○榎本委員長 大変多くの方がお集まりになりますから、今日のお話は非常に良かったなといえるように方をご検討いただきたい。ところで最初におっしゃった女性ばかりの何とやら…。

○矢部委員 「女性教育委員の研修会」です。

○榎本委員長 これは深刻に考えてください。「何で」と言われた時にどう答えるのだとね。「男性のいるところでは話せないようなことを話すのですか」と言われた場合、「やはり女は女よね…」というような言葉で表現されるような場合には、これは私的な集まりと言わざるを得ないと思いますよ。公的機関のメンバーが女性だけでやるということの意義について、深刻に考えていただきたいと思っています。会の基本的なあり様や考え方について、どこか抜けているのではないかという指摘も受けるかもしれません。

○矢部第二職務代理 そもそも発足は、各市とも女性の教育委員は一人だったということもあり、親睦を深めるといふか、情報交換しようという、本当にシンプルなものから始まったようです。やっていくうちに皆さんが非常に意欲的になられ、勉強会のようなものに発展していったと、長いことお務めになっていた方から伺いました。

○榎本委員長 そうであれば、女性の勉強会の時には男性にも「ぜひ」と呼びかけていただきたい。来る来ないは勝手なのでね。

○矢部委員 各市の女性委員はできるだけ事務局に迷惑をかけないように自分たちで動いていますので、そうなりますと応分に作業を負担していただくということになるかと思います。

○榎本委員長 賢明なるあなたが委員ですから今後については心配しませんが、よろしく願います。

---

#### ◎閉会の宣告

○榎本委員長 これをもって平成24年第7回教育委員会定例会を閉会します。

(午後3時25分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年7月13日

委員長 榎本隆司（自署）

署名委員 松本誠一（自署）